（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第三条の四　法第十六条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る加工施設の概要

三　法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

２　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第三条の四の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

２　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第三条の四の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

２　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第三条の四の四　加工施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第六号）第十五条第一項又は第三十一条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同規則第十五条第一項第三号又は第三十一条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する加工事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第三条の四　法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］